

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyoku/kan-syuugakushiennkinn.html

☐ 中止

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	公立高等学校等学び直し支援に関する事務であって別に規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 第二の項の2 公立高等学校等学び直し支援に関する事務であって別に規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	宮城県公立高等学校等学び直しへの支援金支給要綱 第1
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この要綱は、高等学校等を中途退学した後、再び県内の公立高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して宮城県公立高等学校等学び直しへの支援金(以下「学び直しへの支援金」という)を支給することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		宮城県公立高等学校等学び直しへの支援金支給要綱